

総務常任委員会

平成23年12月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○宮崎 和彦	中西 和夫
坂口 徹	飯高 昭二	木澤 正男
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 真規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、木澤委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 おはようございます。全委員の皆さんご出席いただきましてありがとうございます。去る5日の本会議から付託をされています議案の第36号 斑鳩町暴力団排除条例について、それから議案第37号、議案第38号、議案第39号の関係等につきまして、慎重審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますことをよろしくお願いいたします。また継続審査の関係につきましては、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、この関係等については、特に催し、秋の展覧会が里帰り展の関係等について、藤ノ木古墳、里帰り展の関係等について、経過等の報告をさせていただきます。また中宮寺の関係の整備の検討の関係等についての、予算の検討について、また報告させていただきます。また各課報告事項では、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、あるいは神奈川県の小田原市との都市間交流に関する協定についてということで、担当から詳しく説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、飯高委員、木澤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願ひいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

はじめに、本会議からの付託議案であります

（1）議案第36号 斑鳩町暴力団排除条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、議案第36号 斑鳩町暴力団排除条例についてご説明させていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明をさせていただきます。議案書4枚目の要旨をご覧ください。

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実体を隠蔽しながら、建設業、不動産業、金融・証券市場へと進出し、企業活動を偽装した一般社会での資金獲得活動を活発化させています。このようななか、社会からの暴力団排除の気運を更に高めるべく、住民や事業者、そして町との連携を一層強化し、社会が一体となった取組みの充実と徹底を図り、暴力団の排除を推進する必要があります。このため、町民の安全で平穏な生活を実現するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、この条例を制定するものであります。

なお、全国的に暴力団排除条例の制定に向けた取り組みが進められ、平成23年7月には奈良県において「奈良県暴力団排除条例」が施行され、また、10月には全国の都道府県すべてにおいてこの条例が制定されております。これを受けて県内各市町村においても、この条例の制定を行ってきております。

次に、条例の内容につきましてご説明させていただきます。主な内容のところから説明させていただきます。

まず、1 目的、第1条関係であります。本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものであります。

次に、2 定義、第2条関係であります。本条例における用語の定義を規定したものであります。

次に、3 基本理念、第3条関係であります。本条例における基本理念でございまして、暴力団の排除は、町民等が、暴力団が町内の事業活動又は町民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、「暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないこと」を基本として、町、町民等及

び関係団体並びに県が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。」と規定しています。

次に、4 町の責務、第4条関係であります。暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するための町の責務について規定したものであります。

次に、5 町民等の責務、第5条関係であります。暴力団の排除に関する町民等の役割の重要性に鑑み、第1項において町民の責務、第2項において事業者の責務、第3項において暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する町民等の責務について規定したものであります。

次に、6 町の事務及び事業における措置、第6条関係であります。町が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないように、例えば、暴力団員や暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としないなど、町が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき町の責任を明らかにしたものであります。

次に、7 町の公の施設における措置、第7条関係であります。町が設置した公の施設が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認める場合には、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例又は規則等の規定により、使用の承認を与えず、又は既に与えている承認を取り消す等の措置を講ずることができることを規定したものであります。

次に、8 意見聴取、第8条関係であります。町長又は教育委員会等は、必要に応じて、暴力団員等であるかどうかについて、奈良県西和警察署長の意見を聞くことを規定しています。

次に、9 町民等及び関係団体に対する支援、第9条関係であります。町が町民等及び関係団体に対して、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図りながら取り組めるよう、暴力団の排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定したものであります。また、町は町民等及び関係団体がその活動に安心して取り組めるよう、警察と緊密に連携し、安全の確保に配慮することを規定しています。

次に、10 広報及び啓発、第10条関係であります。町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、町が広報活動及び啓発活動を行うべきことを規定したものであります。

次に、11 青少年に対する教育等のための措置、第11条関係であります。町が設置する中学校において、町若しくは教育委員会が、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育が行われるよう必要な措置を講ずることや青少年の育成に携わる者が青少年に助言、指導等の適切な措置を講ずることができるよう必要な支援又は協力を行うことを規定したものであります。

次に、12 暴力団の威力の利用の禁止、第12条関係であります。債権の回収や紛争の解決等のため、町民等が暴力団の威力の利用を禁止することを規定したものであります。

次に、13 暴力団員等に対する利益の供与の禁止、第13条関係であります。町民等が、暴力団の活動の助長や暴力団関係者へ金品その他の財産の提供等の利益供与を行うことを禁止したものであります。

次に、14 委任、第14条関係であります。この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めることができる旨を規定したものであります。

最後に、15 付則、施行期日であります。平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、条例本文の説明につきましては、省略させていただきます。以上、斑鳩町暴力団排除条例のご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この条例を制定するというところで、趣旨については、やっぱり暴力団というのは社会的にも認められるものでもありませんし、趣旨については私も理解をするんですけども、やっぱりこれまで事前委員会の中でも行為を規制するものなのか、個人の権利にまで及んでしまうものなのか、そのところは気をつけないといけないということで、いろいろお尋ねもしてきましたけども、今回改めてこの条例を審査する中でですね、少し確認をさせていただきたいなと思うんですが。はっきりと暴力団の構成員だとわかっている方について、町の施設を利用することを禁ずるとかね、そういう

ことについてはいいのかなというふうに思うんですが、やっぱり気になるのが、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方の対応について、例えばそういう方が町の施設を申し込んでこられたときに、町としてどういう対応をされるのかについてはちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが。

総務課長　この条例につきましては、暴力団の組織的な関係でございまして、組織的に活動について助長する、そういったことにつきまして規制を加えるものであります。暴力団個人が、自分個人のためにですね、使用されるような場合につきましては、この条例の適用は除外と申しあげるんですが、個人的に使用される場合には適用はございません。

木澤委員　そうしたところ、その方がどういった方なのかという判断も難しいかとは思いますが、そうした判断等も含めて、今後の条例の規則も含めて、運用ですね、そこのできちっと町の方もこの条例について理解しているんですか、設置されるのは町のほうですので、難しいですね、やっぱり中途半端な対応をしてしまってもまずいですし、誤った運用をしてしまってもまずいと思いますのでね、今後そうしたことについては、町としてよく、職員の皆さん一人ひとり理解をしていただいて、施行をしていただきたいと。個人の権利を侵害するものではないと、今おっしゃっていただけてますので、私もそういうことのないように運用だけはきちっとしていただきたいというふうに思いますので、そのことだけ、今、確認をさせていただきます、この件については私も了承したいというふうに思います。

委員長　他にございませんか。　飯高委員。

飯高委員　今、説明ありましたように、全国的に暴力団に対する排除が広まっている中において、今回条例が制定されていくということで、これは当然必要な条例でありますし。しかしながら暴力団というのはどういう形で巧妙な手口を使ってその事業所なり、また町民の中に入っていくということに対して限りなくちょっと難しい、それを、相手を確定するというのは難しい

面もあるんですけども、それに対してやはりちゃんと目を向けながら、その辺を、この条例というのは条例化したから、これで終わりではなしに、これからスタートということになるんですけども。やはり特に利益供与というんですか、暴力団の資金源となるための利益供与にあたるということに対しての歯止めをしていかないといけないということで、例えば祭りなんかで露天商が出店するという事の中において、やはりその方が、当然その事業で一生懸命されている方がほとんどなんですけども、その中にやはり仮にそういった暴力団関係の方がおられたのであれば、それが利益供与にあたるということで、この辺についてもやはり歯止めをかけていかなければならないということで、出店される場合のその人の確約をどのようにとっていくのか、今現在、祭り等でそういった店が出店された場合、手続き上どういうふうにみられているのかということに対して確認をさせていただきたいと思います。

総務部長 最近の新聞報道でも、露天商の取り扱いについて県のほうも報道がございましたように、私どもとしましては、今の段階では露天商の方について特段そういうのはございませんねんけど、今後は、警察とも連携をとりまして、この条例の第8条関係、警察との連携、意見を聞くという条文もございまして、そこを連携をとりまして対応を考えていきたいと、このように思っております。

飯高委員 奈良新聞でも出てましたように、そういった点が抜けてあったということで、今後ちゃんと確約をとっていかねば、その辺が見えてこないということで、細かい点においてやはり入ってくる可能性があるということに対して、条例を制定したからではなしに、やはり細かくそういう点を今後見ていただきたいと思います。以上であります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第37号 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、続きまして、議案第37号 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明をさせていただきます。議案書の後ろから2枚目の要旨をご覧ください。

近年、暴力団が住民生活の場に深く介入し、一般社会での資金獲得活動を活発化させ、町民や事業者の社会経済活動に多大な脅威を与えていることから、暴力団排除活動にかかる施策を検討し、安全で平穏な住民生活を実現するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、斑鳩町暴力団排除条例（以下「暴力団排除条例」という。）を制定するものでございます。暴力団排除条例に規定する施策のひとつに、公の施設からの暴力団の排除が定められております。これは、公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴力団の排除に関する活動の牽引役となるべき町として断じて阻止しなければならないとの判断で設けられたものであります。この規定により、

町が設置する公の施設のうち、町長若しくは教育委員会が使用の承認を行い、かつ、暴力団の活動に使用されるおそれのある施設について規定整備を行うもので、この関係条例の整備に関する条例では、11条までの11施設の条例改正を一括で整備をするものであり、第1条では、斑鳩町立学校使用条例、第2条では、斑鳩町文化振興センター条例、第3条では、斑鳩町スポーツ施設条例、第4条では、斑鳩町総合保健福祉会館条例、第5条では、高安ふれあい交流広場設置条例、第6条では、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例、第7条では、斑鳩町立老人憩の家条例、第8条では、斑鳩町観光会館条例、第9条では、法隆寺駅南北自由通路設置条例、第10条では、斑鳩町都市公園条例、第11条では、斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例について、一部改正を行うものでございます。

それぞれ各、一部改正条例の主な内容といたしましては、町長が施設の使用を許可しないことができる事項に、「暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するおそれがあると認められるとき」を加えるとともに、それら事由に該当することが判明した場合には、使用の許可の取り消し等ができることとするものであります。また、用語の統一といたしまして、「一に」を「いずれかに」に改める規定整備を行うものであります。

次に、施行期日であります。斑鳩町暴力団排除条例の施行日と同日であります平成24年4月1日から施行するものであります。また、施行日前に申請を受けたものにつきましては、従前の取り扱いを行う経過措置規定を設けております。なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関するご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜り、原案どおりご可決を賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
飯高委員。

飯高委員 今、各施設においての条例ということでもありますけども、観光案内所に

についてはどういうふうな規定設けられているのでしょうか。iセンター。

総務課長 iセンターにつきましては、規則によりまして整備をしております。
iセンターにつきましては、規則の中で、こういった内容を加える規定を加えて施行してまいりたいと考えております。

飯高委員 わかりました。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第38号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 付託議案、(3) 議案第38号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及
課長 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生涯学習 この条例の一部改正につきましては、前回の委員会でご説明させていた

課長 いただきました内容と変更がございませんので、議案書の最後のページの改正の要旨の朗読をもって、ご説明とさせていただきますので、最後のページの要旨をご覧いただきたいと思います。

(要旨朗読)

生涯学習課長 なお、本条例の改正文の朗読と新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(4)議案第39号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長 それでは、議案第39号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。議案書の最後のページの要旨をご覧ください。

(要旨朗読)

総務課長 以上で、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜り、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ございませんか。そしたらちょっと私の方から1点、これ施行期日のやつこれ10月の1日から適用になって遡りみたいになってますけども、これは何か理由があるのでしょうか。 黒崎総務課長。

総務課長 10月1日の適用の関係でございますが、障害者自立支援法の一部改正によりまして、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための法律でございまして、その一部改正の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成23年の10月1日から施行されまして、それで非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令の一部改正につきましても10月の1日から施行されたことに伴いまして、当条例についても10月1日から適用するというものでございます。

委員長 なんとこのうわかったような、わからんような、了解でございます。他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。今年度の11月30日現在での入館者の状況を資料1-1により説明いたします。表につきましては、左端に全体の入館者数を、そしてそのすぐ右側に平成22年度分を記載しておりますので、これをもちまして報告させていただきます。

まず、一番上の表に通常開館における入館者数を記載しております。11月は秋季特別展を開催しておりましたので、10月分までとなっております。本年度の総計は5,188人で前年度の5,458人より270人の減であります。これは今年度は6月に春季企画展を開催しておりましたことから、通常開館の入館者としての人数が減ったことによるものであります。

次に2段目の春季企画展「太子にまつわるいわれ」であります。会期が5月26日から6月28日で、この間の入館者は1,112人でありました。前年度の春季企画展は開館時の平成21年度の3月に特別展として

開催しておりますことから、平成22年度においては開催しておりませんので、その分につきましては空白としております。

次に3段目の夏季企画展「古文書から見える江戸時代の法隆寺村」では、会期が8月4日から9月6日で、この間の入館者数は925人で、前年度の上宮遺跡展とでは開催期間の関係から23人の減となっております。

次に、4段目の秋季特別展、第2回国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展では、会期が11月3日から11月29日で、この間の入館者数は2,493人で前年度の斑鳩の古墳展より668人の増でありました。このことから藤ノ木古墳への関心の高さがうかがえるものと考えております。

次に5段目、11月30日までの今年度の入館者総数を記載しておりますが、全体で9,718人で、前年度より1,487人増えております。

この結果から文化財センターが観光客等にかなり周知されてきたものと思われまます。

次に、秋季特別展、第2回国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展で行いましたアンケート結果を資料1-2にまとめておりますので、ご確認のほどお願いいたします。回収総数は419件でありました。

1番上の欄から説明させていただきます。当施設をどのようにお知りになりましたかでは、「藤ノ木古墳に来て」が一番多く、次に「友人・知人から」で、次に「新聞・情報誌」の順でありました。先程の入館者数では、文化財センターがかなり周知されてきているものと思われまますが、なお一層、周知に努めてまいりたいと考えております。2欄目の来館目的では、「藤ノ木古墳を知りたくて」と「特別展の観覧」がほとんどでありました。3欄目の特別展の展示内容では、「満足」と「だいたい満足」がほとんどでありました。4欄目の「どの展示品が一番印象に残りましたか」では、金属製のアクセサリや太刀や冠が多くありました。5欄目の観覧料については、「適当だと思ふ」がほとんどでありました。6欄目の「また来たいと思ひますか」では、「来たい」と思ふが約半分であり、内容によって来たいも半分の方でありました。これらの結果、やはり藤ノ木古墳に対する関心の高さがうかがえると考えております。また7欄目以降は来館者の属性等を表してあり、そして裏面にはご意見や感想が多かったものを記載してありますので、またご確認いただけたらと思ひます。

次に、11月28日に開催いたしました斑鳩町文化財活用センター運営委員会では、来年度の展示会などについて、春季企画展といたしまして「弥生時代の斑鳩のようす」、夏季企画展では「江戸時代の法隆寺村西郷の大工棟梁安田家」、秋季特別展では「国宝藤ノ木古墳の馬具－奈良県内古墳出土の馬具展－」を、そして冬季企画展では、小田原市交流記念展として「戦国時代の小田原と斑鳩」というような案につきまして、ご協議をいただきました。

また、史跡中宮寺跡整備検討委員会の開催につきましては、12月での開催で調整を行いましたが、各委員の日程が調整できなく、1月23日に開催することとなりました。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今、報告いただきまして、前年度と比べてお客さんの数もかなり増えているようで、特に、「藤ノ木古墳に来て」という方が多いということもあって、職員の皆さんもいろいろアピールに苦勞していただいているなど、努力していただいているなというのがよくわかったんですが、関心持ってこうして来てくれる方、非常にありがたいんですけども、この「観光のついでに」ということで来ていただいている方、これまで私も法隆寺なんかに来られる方、観光客の皆さんにもぜひご案内をしていただいて、こうしたルートを通ってですね、こちらの方も見ていただけるようにということで、意見も申しあげてきましたけども、この85という数字をね、16.5%という数字についてはどういうふうに捉えてはるかなということで、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。

生涯学習課長 里帰り展でのアンケートでございまして、「観光のついで」ということが85人で、全体の16.5%ということになっておりますけども、観光に来た方が案内板等を見られて文化財センターを知っていただいて、回っ

ていただけるということで、それもひとつの効果であるのかなと考えております。

木澤委員 町のほうでも、町で頑張っていたいただいている分で、こういう効果が出ているよというふうに捉えてはるかなというふうに思います。やっぱりこうして観光の方とも連携していただいて、より多くの方に今後も見えていただけるように、更なるご努力をお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。
継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項、(1) 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。資料2をご覧くださいと思います。

条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただき、末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。資料末尾の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の町税条例の一部改正につきましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組みの推進を図る地方税法の一部を改正する法律が、昨日、12月14日に施行されましたことから、本条例において所要の改正を行うものであり、今回の改正内容について、平成24年1月1日から適用する必要があることから、現在開催されています第6回斑鳩町議会定例会の最終日に追加議案として上程を予定

しているものでございます。

改正の内容につきましては、平成24年1月1日以降の災害関連支出に係る東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の適用といたしまして、個人町民税において、東日本大震災により受けた資産の損失等の金額について、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、町民税に係る雑損控除の適用を可能とする特例措置について、平成24年1月1日以降の災害関連支出についても当該特例措置を適用するものでございます。これは、本年6月に行いました町税条例の改正のなかで、東日本大震災は本年3月に発生していますことから、本震災に係る雑損控除は、本来ですと平成24年度分の個人住民税の課税の際の雑損控除の適用となるところを、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度分の町民税に係る雑損控除への適用を可能とし、早期に被災者の負担軽減を図るための特例を設けておりますが、今回の地方税法の改正では、さらに、平成24年1月1日以降に、被災住宅に係る取壊しや土砂の撤去等に係る費用、いわゆる災害関連支出がある場合には、申告書を提出する前日までの支出について、平成22年において生じた損失の金額として取扱うことが可能となる特例を設けるものでございます。この改正規定の施行日は公布の日であります。なお、6月に改正いたしました条例の内容について、現時点で本町での特例の適用件数はございません。

以上、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 たしか6月の時についても、問題のあるものだったわけじゃないなというふうに理解しているんですけども、ごめんなさい、今、課長に説明していただいても、ちょっと僕もぱっと理解できませんでして、6月に改正した条例と内容が異なってくるんですかね、ちょっとごめんなさい。

税務課長 6月の改正内容についてでございますけれども、東日本大震災は今年の

3月に発生しております。これが本来ですと、平成24年度の課税に雑損控除として適用するものでございますけども、平成23年度中の東日本大震災については平成23年度、今年の課税ですね、そちらに適用する改正をさせていただいております。あくまでも前回の改正につきましては平成23年中の雑損控除の適用を、平成22年、1年分前倒しするような形でしたけれども、今回の改正ではさらに平成24年1月1日以降についても平成22年分に一括して雑損控除の適用をできるという改正でございます。

木澤委員 要するに期限が延びたというふうに理解したらいいんですかね。

税務課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

ただ今の報告につきましては、12月定例会最終日に上程をされますけれども、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(2)神奈川県小田原市との都市間交流に関する協定について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、神奈川県小田原市との都市間交流に関する協定につきまして、ご報告を申し上げます。

本会議初日の町長からの総括提案説明のなかで申しあげましたように、小田原市と都市間交流につきましての協議・調整を進めてまいりました結果、このたび、協定に関する基本的な合意が整い、両市町の歴史的・文化的資産を活用した文化交流を展開するための都市間交流に関する協定を締結する運びとなりました。

小田原市との交流につきましては、昨年6月、法隆寺の大野管長様が小田原市へ講演に行かれた際、加藤市長様との対談のなかで、法隆寺と小田

原とのつながりをお話され、法隆寺の古文書には、小田原の地名が法隆寺の「食封（じきふ）」として記述され、法隆寺と小田原とのゆかりを知ることができる。このようなご縁があることから、防災協定など締結され、友好を深められてはどうかのご提言をいただいたことから、両市町で交流を深めてきたところでもあります。

小田原市と斑鳩町の両市町には、豊かな自然や先人たちが築き上げてきた固有の文化や伝統がございます。これらは、その地域を理解する上で欠かすことのできない財産であり、ここに暮らす人たちの誇りと愛着を育む重要な要素となっております。

そうしたことから、法隆寺の食封をご縁とする両市町が、法隆寺ゆかりの地として、歴史的・文化的資産を活用して「文化交流」を展開し、両市町の魅力と活力を高めていこうとするものであり、住民意識の高揚を図りながら、地域資源である歴史的・文化的資産等を活用した事業を展開するほか、教育、産業、観光などの交流を推進し、両市町相互の親善を深め、地域の発展をめざすため、協定を締結するものでございます。

なお、都市文化交流に関する協定期日につきましては、町制65周年を迎える平成24年2月11日に当町において、調印式を執り行ってまいりたいと考えており、その準備を進めているところでございます。

また、小田原市との交流事業の第1弾として、前回の委員会においてもご報告いたしましたが、小田原市民の皆さんに本町への認識を深めていただくことを目的に、平成24年2月25日（土）から約1ヵ月間、小田原市郷土文化館において、上宮遺跡など町内の遺跡より出土した飛鳥時代の遺物を展示する「飛鳥時代の斑鳩と小田原」を開催するとともに、スポーツ交流として、平成24年3月11日に開催される小田原尊徳マラソンに住民の方に参加していただく計画をしており、現在、その準備を進めているところでもあります。

以上で、神奈川県小田原市との都市間交流に関する協定につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。
他に、理事者側から報告しておくことはありませんか。
西川教委総務課長。

教委総務
課長

教育委員会総務課のほうから2点報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目でございます。町立幼稚園の保育料につきましてのご報告とさせていただきます。保育料につきましては、おおむね3年ごとに保育料の見直しを検討することとしており、前回の改定、これ平成20年の4月でございますが、そこからは4年を経過していることから、今年度に検討を行いましたので、その結果を報告させていただきます。

保育料の改定の基本的な考え方といたしましては、地方交付税の単位費用に合わせていくという目安がありますが、この地方交付税の単位費用につきましては、平成19年度から現在6,300円となっております。

しかしながら、近隣2市6町、奈良市、大和郡山市、平群町、三郷町、河合町、王寺町、上牧町、斑鳩町の平均的な保育料でございますが、月額6,262円となっております。また市を除きました6町では、月額が5,966円となっております。当町の保育料、現在6,100円でございますが、これは平均的な保育料であるといえます。

また、これらの近隣2市6町では保育料改定の動きがない状況とないという状況でございます。このことから、平成24年度の保育料につきましては、改定するとなると、月額6,300円ということになりますが、今申しあげました、近隣市町の状況や現在の厳しい経済情勢を考慮いたしまして、保護者の負担をなるべく軽減することといたしまして、保育料の改定を見送り、現行の月額6,100円に据え置きをさせていただきたいということでございます。以上、町立幼稚園の保育料についてのご報告とさせていただきます。

続きまして、もう1件の件でございます。町立幼稚園教諭の採用試験の実施についてでございます。

幼稚園教諭につきましては、年度末に退職者の予定がございますことから、今後の幼稚園の園児数の状況や幼稚園教諭の職員数及び年齢構成など考慮しながら幼稚園教諭の採用試験の実施を考えております

募集につきましては、12月号の広報のお知らせ版、12月15日本日発行のお知らせ版と町のホームページにおきまして募集を行いたいと思います。募集期間につきましては12月16日から平成24年1月10日までありまして、平成24年1月21日に第1次試験、2月12日に2次試験を予定しており、採用人数につきましては若干名となっております。

以上、幼稚園教諭の採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 今の報告について、質疑・ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 まず幼稚園の保育料についてですが、厳しい財政の中で、町のほうもいろいろ苦勞していただいて、据え置くというふうに決定されたことについては、評価をさせていただきたいと思います。

もう1点、教諭の採用についてですが、今まあ、幼稚園でも、この間、小・中学校で30人学級を実施してきているなかで、幼稚園でもという声があるなかで、そのことも検討していただいて募集をされるのかなというふうにも思うのですが、そのへんのところについてはいかがでしょう。

委員長 清水教育長。

教育長 今回、募集をさせていただきますのは、今回ですね、職員のほうから退職届が出されましたことから、その補充について、補充を行うということで、採用を、試験を行うということでご理解賜りたいと思います。

木澤委員 そうしたら、来年度、特に30人学級に対応してというところまでは、今考えていないということかなというふうに思いますけども、いろんな議員さんからもやっぱりそうして、幼稚園のほうでも30人学級で対応して

いっていただけないかという声もありますのでね、また今後検討していただく中で、教諭の採用について検討していただきたいなというふうに要望だけ申し上げておきたいと思います。

委員長 他に、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 黒崎総務課長

総務課長 総務課のほうから2点ございます。

1点目でございますが、職員採用試験の結果についてでございます。職員採用試験につきましては、12月3日(土)に、最終の試験となります三次試験を実施し、一般事務職6名、保健師1名、保育士4名、司書1名、合計12名の採用を決定いたしております。なお、採用につきましては、来年の、平成24年4月1日付の採用としております。以上簡単ではございますが、職員採用試験の結果についてのご報告とさせていただきます。

続きまして、消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。

毎年行っております斑鳩町消防団の年末警戒パトロールでございますが、本年も12月28日(水)から30日(金)まで実施をいたします。

議員皆様方には、恒例によりまして、消防団員への激励として、この期間に各分団詰所に訪問をしていただきたいと存じます。事前に班編成をさせていただきますまして、ご案内させていただいておりますが、年末のお忙しい中ではありますが、よろしくお願いを申しあげます。

そしてまた、新年の1月5日(木)には斑鳩町消防団出初め式を挙行いたします。午前10時から斑鳩小学校の運動場で実施をする予定であります。議員皆様方には案内状を送付させていただいておりますが、よろしくご出席を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

以上、消防関係の年末年始の行事予定でございます。ご予約のほう、よろしくお願いを申しあげます。以上でございます。

委員長 今の報告について、質疑・ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。木澤委員。

木澤委員 すみません、私さっき、幼稚園教諭の採用のところで、30人学級という言い方しましたけれども、状況としてクラスが増えてしまうと部屋数が足りないという問題もありましたんでね。そのことで、一般質問で、教育長も、学級数ふやすという方向と、今あるところに先生をふやしていくということでの対応も検討もされていたと思いますんで、私、30人学級というふうにポンと言ってしまいましたけれども、部屋の増設ということなんかいろんな問題もあるかと思しますので、その辺については30人学級で必ず対応するということではなしに、一般質問なんかでおっしゃっていたような形で、教諭の先生をふやして、子どもたちに行き届いた教育ができるようにということで、ちょっと改めさせていただきたいと思います。

それとですね、一般質問の中で、臨時職員さんの問題について、総務委員会でお尋ねさせていただきたいというふうに申しあげていたこの点について、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。臨時職員さん、この間、賃金体系なんかが、他町と比較をするなかで、斑鳩町の臨時職員さん、他町なんかでは経験年数なんかに応じて、その分が積み増しされるという形の賃金体系をとっておられるところ、平群なんかはそうかなと思うんですが。斑鳩町では今現在、どういうふうになっているんでしょうかね。

委員長 小城町長。

町 長 木澤委員も30人学級と幼稚園の関係、これは元々から私ども30人で

募集をしてたんです。だから募集をした中で双子の方がおられて、抽選が1人当たって1人当たらなかったと、それではいかんということで、今では35人ぐらいになったんです。これ以上は限界があると思いますけれども。だから基本は何でも一緒に、町は最初からもう幼稚園にしても保育所にしても定員を書いているわけです。だからそれで抽選をしていたんですけども、それ以後からはだいたい弾力的にやってきて、今35人、これ以上だったら教室はありませんから、そういうことの趣旨を最初からうちとしてはそういう形で幼稚園としては35人、あるいは保育所は80人から募集していたんですけども、今は120人と、たつた保育園とか、あるいは、あわ保育園を改築しまして、新しくしましたから、その時に120, 150ということですから、その基本だけはやっぱり守っていかなければ私はいけないと思います。

委員長 西本総務部長。

総務部長 賃金の関係でございまして、経験年数を平群町ではされているということでございます。斑鳩町はその経験年数等については今やっておりません。参考までに平群町についてもその経験年数については、5年ほど前に昇給制度は廃止をされているというふうに私どもは聞いております、ただ、その他では、私どもが知っております範囲の中では、三郷町、生駒市、大和郡山市の臨時保育士の賃金については、経験年数が若干加算されているというふうに聞いております。以上です。

木澤委員 斑鳩町として、そうしたら経験年数を加算していくという考え方は今していないということですが、この間、給食調理員さんやったり、保育士さんやったり、なかなか募集しても、その臨時職員さんの応募が少ないという状況で、町も苦労しているというふうにおっしゃってききましたけども、僕は臨時職員さんが来ないひとつの理由としてね、その賃金形態の問題があるのかなというふうに思っているんですが、その点について、町としてね、やっぱりいい職員さんに来ていただくということで、そういう点で今後改善していこうとか、そういうことは考えておられないのかなというふ

うに思うんですけれども、いかがですかね。

総務部長 臨時職員さんが集まりにくい、賃金が安いのではないかというようなことだと思いますけれども、斑鳩町におきましても、賃金、他町村と比べましても、時給の関係、よその賃金と比べましても、斑鳩町は平均ぐらいかというふうに思っておりますし、今後、過去、ここ数年来は臨時職員の賃金も上げてきておりますので、今回も予算の調整をする中で検討をしてみたいと、このように考えています。

木澤委員 上げてきているというふうにおっしゃいますけども、いったん10%カットしたところに、まだ元には戻ってない状況だというふうに思います。それについては一定、今後、検討してかれるかというふうにこちらも思っていますが、時給で見てもね、他町と比べてそんなに低くないですよというふうに言うても、やっぱりね、働く側にすると、ずっと働いていらっしゃる方も当然臨時職員さんの中にいらっしゃいますけども、やっぱり1年目の方とずっと同じ賃金やということで、なかなか斑鳩町で働きづらいなと思っはる人がいらっしゃるかと思うんですね。そういうことで言うと、やっぱり時給についてはちょっと上げていかないと、他町と比較をするときに、じゃあよそ行こうかというふうに流れてしまうのではないかなと私はひとつ思っているのと。で、もう1点ですね、臨時職員さんの採用試験というのですかね、それについて、私、一般質問の時に、毎年、毎回ペーパー試験があるというふうに申しあげましたけども、どうもそうじゃないような状況もありますので、今、臨時職員さんでも、一般事務の方もおられれば、専門職の方もおられて、いろいろあるかと思うんですが、採用試験をするのに、例えば、昨年まで来ていただいた方が今年も受けられるということで、斑鳩町としてはどういう試験を行っておられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

総務部長 賃金の値上げにつきましては、これにつきましては雇用の関係等あるということでございますけども、臨時職員の雇用形態といいますのは、地方公務員法で6ヶ月を限度として雇用すると、このようになっております。

ただし6ヵ月後、再延長として6ヶ月間更新することができると、このようになっておりますので、最大1年雇用が基本になっております。そのために当町としましては、1年ごとに区切って、その都度、採用試験をやらせていただいているところでございます。やはり採用試験につきましては、住民さんの応募に関する公平性、また新しい職員さんを、より優秀な職員さんを採用することによって、町民のみなさんへの信頼関係も高まっていくのではないかなど、このように考えておりますので、1年ごとに試験をさせていただいております。その間で賃金のほうも予算の範囲内で調整をさせていただくというふうに考えております。

それと試験の内容でございますけれども、試験につきましては資格を有する者の試験につきましては、今おっしゃいますようなペーパー試験、まあ論文試験、それから実技試験、面接試験等を行ってきておりますし、また、一般事務職等につきましては、面接試験だけを行ってきている状況でございます。

そういったところで、職種によって試験の内容は異なるということでございます。大半は、ペーパー試験とおっしゃいましたけれども、面接試験で終わっている職種が多いというふうに考えております。

木澤委員 今、おっしゃいました論文の試験が毎回あるというのは、どんな職種というか、なるんですか。

総務部長 論文につきましては保育士と学童保育指導員、それから学校関係で学校の臨時栄養士、それから幼稚園の臨時講師、それから図書館の臨時職員、文化財センターの臨時職員でございます。あとその他に、職種、ふれあい交流センターいきいきの里の職員とか、老人憩の家の職員、あと学校の臨時給食調理員、臨時事務員、臨時用務員、また、町の一般職の事務職員、それから保育園の給食調理員、それから衛生処理場の清掃職員等につきましては面接だけになっております。以上です。

木澤委員 今おっしゃった中に、学童の指導員さんとか、保育士さん、これも募集もかけてきたけれども、なかなか来られないということで、町の方としてよ

りよい人材を採用したいという思いはわかるんですけども、それによって今の形態でね、なかなか人が来てもらえないということについては、今後やっぱり調査研究をしていただいて、やっぱり人が来ていただいて、なおかつ優秀な人材が集まるような形をね、もっと研究していただきたいなどというふうに思いますので、そのことだけ要望して今日はこれでおいておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町 長 委員皆様には慎重審議を賜りまして、議案の第36号 暴力団排除条例

について、議案の第37号、議案第38号、議案第39号の4議案につきまして、満場一致でご承認いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

特に継続審査等については、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、この関係につきましては、この文化財センター、あるいは特に中宮寺史跡の検討委員会というのか、年明けてやらせていただきたいと思っております。

あと、各課報告事項につきましては町税条例の関係、あるいは小田原との都市間交流の関係等について、そういう点で2月11日、小田原市と、今、予定してますのは法隆寺の聖徳会館で交流式をおこないたいということでございます。お寺のご了解もいただいておりますので、その点については進めてまいりたいと。

その他のご意見にもありましたように、臨時職員の給料の問題等について、おっしゃってます中でも、私は採用の関係については、皆様方真剣に受けに来ていただいてですね、結果的には何人か落ちるということでありますけども、こういう職員の給料等についても将来的なことを考えますと、そういうことも踏まえた中で、賃金の関係等についても十分検討してまいりたいと思っております。以上でございます。どうもありがとうございました。

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時10分 閉会)